

前橋市旅館業法等施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第4条 旅館・ホテル営業の施設に係る令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) 省略 (3) 調理室は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条に規定する施設の基準を満たすものであること。 (4)～(8) 省略</p>	<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第4条 旅館・ホテル営業の施設に係る令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) 省略 (3) 調理室は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条に規定する施設の基準を満たすものであること。 (4)～(8) 省略</p>